

大口町告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、告示の日から1週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）建設部建設農政課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月22日

大口町長 森 進

路線 番号	路線名	新旧	区間	敷地幅員	延長
398	上小口98号線	旧	大口町中小口三丁目 429番 2 地先から同上小口三丁目 226 番地先まで	A3.5~4.5	46.1
		新	同	A3.5~4.5 B6.5~8.8	46.1 94.0
505	中小口5号線	旧	大口町大字小口字下之段 3番3地先から同3番5地先まで	3.3	24.0
		新	同	3.3~13.6	24.0
1186	秋田86号線	旧	大口町大字秋田字雉子野 1710番5地先から同1710番4地先まで	2.2~3.0	62.7
		新	同	4.0	62.7